

安全運転管理者事業所の交通事故発生状況

宮城県安全運転管理者事業主連合会・(一社)安全運転管理者協会

～7月末までの状況～

1 特徴

- 事故発生件数(-5.5%)、傷者数(-8.1%)ともに減少の流れを持続するも前月よりも減少幅が縮小、県全体の事故との比較では、県内で発生した交通事故の13.9%を安管選任事業所が占めている。
- 死者数は3名、対前年比-2名なるも、**重傷事故が37名**と高水準。
- **全事故に占める追突事故の割合は44.1%**に対し、**業務中の追突事故50.7%**、**通勤中の事故追突事故は58.4%**。←**追突事故防止が大きな課題**
- **飲酒事故**は通勤中に**1件**と業務外に**2件**(軽傷者3名)発生した。
- 通勤中の事故が多発、7時～8時台34.9%、17時～20時台35.8%に集中

2 前年との比較

安管事業所の全事故	区分	発生件数	死亡事故		負傷者		
			件数	死者	重傷	軽傷	計
	本年	589	3	3	37	692	729
前年	623	5	5	38	755	793	
増減	数	-34	-2	-2	-1	-63	-64
増減	率	-5.5	-40.0	-40.0	-2.6	-8.3	-8.1

区分	発生件数	死亡事故		負傷者			
		件数	死者	重傷	軽傷	計	
業務中の事故	本年	144	1	1	7	169	176
	前年	150	2	2	6	200	206
	増減	-6	-1	-1	1	-31	-30
通勤中の事故	本年	226	2	2	16	257	273
	前年	242	1	1	15	277	292
	増減	-16	1	1	1	-20	-19
業務外の事故	本年	219	0	0	14	266	280
	前年	231	2	2	17	278	295
	増減	-12	-2	-2	-3	-12	-15

3 県全体との比較

区分	発生件数	死亡事故		負傷者		
		件数	死者	重傷	軽傷	計
宮城県全体の事故	4,225	23	23	382	4,914	5,296
安管事業所の事故	589	3	3	37	692	729
割合	13.9%	13.0%	13.0%	9.7%	14.1%	13.8%

各地区会ごとの交通事故発生状況(単月)

【7月単月】

単位:人

ブロック	地区会	業務中の事故			通勤中の事故			業務外の事故			合計		
		死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷
中央	仙台中央			4			2			5			11
	仙台南			1			4			5			10
	仙台北			1			2			3			6
	仙台東			6			2		1	2		1	10
	泉			3		1	2			3		1	8
	塩釜		1	2			1			1		1	4
	岩沼			2			3			4			9
	黒川			1			1			2			4
沿岸	石巻						5			2			7
	気仙沼									1			1
	佐沼						2						2
	登米									1			1
	河北												
	南三陸			1									1
仙北	古川			1						4			5
	遠田						1						1
	若柳						6						6
	築館												
	大崎西									1			1
	加美									1			1
仙南	柴田						2			2			4
	白石						5			1			6
	角田												
	亶理									1			1
計		1	22		1	38		1	39		3	99	

※ 7月は、重傷事故が3件発生しました。危険の芽を摘み重大な事故を防止しましょう。

各地区会ごとの交通事故発生状況(累月)

【1月~7月】

単位:人

ブロック	地区会	業務中の事故			通勤中の事故			業務外の事故			合計		
		死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷
中央	仙台中央			26			19		1	34		1	79
	仙台南		1	12		3	23		1	18		5	53
	仙台北		1	11			20			13		1	44
	仙台東		2	48	1	3	33		4	24	1	9	105
	泉			10		1	22			30		1	62
	塩釜		1	9			15		2	11		3	35
	岩沼		2	14	1	1	21		1	15	1	4	50
	黒川			3		1	14		1	20		2	37
沿岸	石巻			10		1	17		3	20		4	47
	気仙沼			1			4			2			7
	佐沼			6		1	5			3		1	14
	登米						1			1			2
	河北								1	2		1	2
	南三陸			2			5						7
仙北	古川			3		1	13			22		1	38
	遠田			1		2	7			3		2	11
	若柳	1					6				1		6
	築館			4			2			1			7
	大崎西			1						3			4
	加美			1			3			7			11
仙南	柴田			5		1	11			10		1	26
	白石						8			14			22
	角田			1		1	8			3		1	12
	亶理			1						10			11
計	1	7	169	2	16	257		14	266	3	37	692	

※ 通勤中の事故が依然として多発しており、全体の件数を押し上げている。

【交通事故防止対策推進の基本的配慮事項】

① 事故実態を可能な範囲で把握する

交通事故の増減実態、傾向、原因等について、正・副安全運転管理者と事業主が可能な限り把握し、事故防止に生かす。**（企業が主体性を持つ）**

② 事故実態に基づいた具体的な指示を出してあげる

朝礼や KYT 活動（危険予知訓練）の機会を捉え、事故実態に即した具体的な注意点を指示するなど、企業として安全運転のための実践目標を示す。**（社員任せにしない）**

③ 事故が発生したらその原因を把握し再発防止措置を講じる

ハインリッヒの法則が示すように、小さな事故も大きな事故につながる前に、危険の芽を摘む作業を怠らない。**（企業努力による再発防止）**



「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」に参加して事故ゼロを達成しよう！

9月21日から30日までの10日間、「平成29年秋の交通安全県民総ぐるみ運動」が開催されるのを前に、8月22日、警察本部から青山交通部長を招いて地区会長会議が開催されました。運動の重点に対する安全運転管理者選任事業所が取り組むべき事項は

- 1 所轄警察署等各関係機関団体との連携による交通安全啓発活動の推進
- 2 事業所等の業務形態に対応した交通安全講習等の開催
- 3 職場と家庭一体による飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- 4 運行前の体調確認と全ての座席のシートベルト等の正しい着用の徹底
- 5 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進

です。また、当協会としての運転者向けの追加項目として

- 子供と高齢者及び障害者に優しい運転の励行（歩行者ファーストの実践）
- 運転中のスマートフォン等操作の禁止
- 改正道路交通法の周知徹底による「うっかり無免許運転」の防止

を掲げています。会議資料は、当協会のホームページ（会員専用ページ）に掲載されていますのでご覧下さい。<http://www.kenankan.or.jp>

～交通ルールを守るあなたが守られる～ ～「安管旗」を掲げて社会に貢献しよう～